教職員各位

危機対策本部 (新型コロナウイルス感染症対応) 本部長 学長 田野 俊一

<重要>対面授業の一部及び研究活動の再開に伴う対応について(第5報)

6月19日をもって、新型コロナウイルス感染症対策としての政府における都道府県をまたぐ移動の自粛要請が撤廃となったことや、東京都における休業要請の緩和のステップが「STEP3」となったこと等を踏まえ、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

本通知については、6月25日から適用することとします。

なお、今後も登学制限等の緩和や解除を行っていく予定ですが、感染が再び広がった場合には、再び登学制限等が強化されることがあります。

1. 前学期の授業に関する方針について

- ①前学期の授業は原則遠隔で行います。
- ②7月15日以降、一部の授業科目において、対面による補習授業を開始します。
- ③8月1日から、一部の実験/演習等の授業科目において、対面授業を開始する予定です。
- ※②及び③の詳細については別途お知らせいたします。併せて、学生に対しても、 8月1日までに登学できる準備をするよう別途通知します。

2. 研究室所属の学生の登学について

研究室所属の学生(学域4年生及び大学院生)については、7月1日より登学 を認めます。

その際は、感染拡大防止対策として以下にご留意ください。

- ・学生の登学頻度は通常の5割を超えないようにしてください。
- ・学生の登学の際、指導教員は必ず在室しているようにしてください。
- ・研究室では、感染防止の3つの基本(①身体的距離の確保、②マスクの着用、 ③手洗い)及び「3密」の回避(密集、密接、密閉)の徹底をお願いします。
- ・研究室への①入室者名②入退室日時等を記載する名簿を作成し、出入者を管理するようお願いします。

3. 教職員の出勤について

【①教育研究職員及び教育研究技師について】

学生への指導及び研究の必要等に応じ、出勤を認めます。なお、在宅勤務が可能な方については引き続き在宅勤務を認めることとします。

また、出勤に際しての第3報にある管理者への申告は不要とします。

出勤に際しては、感染拡大防止対策として以下にご留意ください。

- ・研究室では、感染防止の3つの基本(①身体的距離の確保、②マスクの着用、 ③手洗い)及び「3密」の回避(密集、密接、密閉)の徹底をお願いします。
- ・研究室への①入室者名②入退室日時等を記載する名簿を作成し、出入者を管理するようお願いします。

【②①を除く事務職員、非常勤職員等について】

5月26日付け「〈重要〉緊急事態宣言の解除に伴う対応について」による取り扱いを継続し、業務の状況等に応じて可能な限り、在宅勤務及び出勤制限(シ

フト制) を行うこととします。具体の勤務にあたっては管理者の指示に従ってください。

4. キャンパス内への立ち入りについて

正門及び西門以外の門の閉鎖は継続します。守衛所における職員証又は学生証のバーコードリーダーへの読み込みも継続します。

5. 出張について

研究上必要となる国内出張については認めます。

学域長又は研究科長へのメールによる連絡は不要としますが、出張申請書に学生同伴の有無と、(学生が同伴する場合はそのことも含め) 受け入れ先の了解が得られている旨を記載してください。なお、国外出張については、引き続き禁止とします。

<u>6.</u> その他

- ・図書館について、7月1日より限定的に開館します。詳細は別途お知らせしま す。
- ・各建物の入口、講義室には手指用の消毒液を配置します。また、希望する方には研究室の机・ドアノブなどの消毒液を配付することとします。詳細は別途お知らせします。
- ・生協等の営業再開については現時点では未定です。